

東日本大震災

無料出前

原発事故賠償説明会・なんでも相談会

場所：東大阪市役所 22階 第2会議室
日時：平成23年10月27日（木）

東日本大震災から半年が経過したものの、いまだ復興の道筋が見えず、大阪府下に避難している方々の不安はいつそう深まるばかりかと存じます。

また、福島県からの避難者におかれましては、東電の本請求の手続が開始されましたが、東電の用意した請求書類は100頁にも及ぶ大部なものであり、一般の方が作成するには相当困難と思われます。さらには、東電側が用意した書類であり、加害者が被害者に支払うべき賠償基準を決めて支払うというおかしな現象となっております。安易に請求書類を送付し、合意書に署名すれば、法的にそれ以上の請求が認められる可能性を自ら摘み取ってしまう危険性もあります。

また、現在東電が賠償請求を受付けしているのは、避難指定区域内の方のみであります。指定区域外からも放射線を恐れて避難している方はたくさんおられます。それらの方への賠償には応じておりません。

そこで、原発被害にあわれた方々への今後の損害賠償請求手続の説明と、福島県以外の岩手県、宮城県、茨城県等からの避難者におかれましても、個別の相談会を実施して、弁護士による相談により解決の糸口を見つけていただくことは有益かと存じます。

今般、東大阪市ご配慮により、下記日時、場所において、弁護士がお伺いして、原発被害の損害賠償請求の説明会を1時間程度行い、その後、個別の無料相談会を実施させていただくことになりました。福島県から放射線を恐れて避難されている皆様、岩手県、宮城県、茨城県等から震災により避難されている皆様、ご遠慮なくご利用ください。

【場 所】 東大阪市役所 22階 第2会議室

【所 在 地】 東大阪市荒本北1丁目1番1号

【アクセス】 近鉄けいはんな線 荒本駅下車 1番出口より西へ約400m（徒歩約5分）

【日 時】 10月27日（木）午後6時～午後9時

【お 申 込】 可能な限り前日までに06-6364-1248（大阪弁護士会）へお電話ください。

この説明会に関するお問い合わせは、こちらへお願いいたします。

大阪弁護士会 法律相談部（災害復興支援委員会担当事務局 大森・鬼塚）

Tel.06-6364-1248（受付時間：平日月曜日～金曜日、午前9時15分～午後5時）